

平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について

1. 長期増分費用方式の適用について(論点整理の概要)

資料 6

LRIC方式導入の意義

(LRIC方式導入の経緯と意義)

- ✓ 昭和60年の電気通信制度改革、平成6年度の事業者間接続料金制度導入など、競争原理の導入と推進による料金の低廉化やサービスの多様化・高度化の進展。
- ✓ 接続の円滑化に向けて、平成9年の電気通信事業法改正により接続ルールを導入。平成11年度より接続会計に基づく接続料の算定を開始。
- ✓ 接続料算定にはそれまで、実際費用方式が用いられていたが、非効率性排除のため、平成12年の電気通信事業法改正により、非効率性を排除した費用算定が可能な方式としてLRIC方式を導入。
- ✓ LRIC方式(新規参入者が現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として、現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用をモデル化して算定する方式)は、接続料算定において非効率性の排除とともに透明性・公平性の確保が可能。

(現行制度上の考え方)

- ✓ 電気通信事業法第33条第5項において、LRIC方式による接続料原価の算定には、「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の費用等を用いることと規定。
- ✓ 設備構成等について、現実のものより効率的なネットワークを想定する費用算定モデルがある場合、当該モデルの適用は論理的に否定されるものではない。

接続料の変動による関係事業者への影響

(関係事業者への影響)

- ✓ 交換機は、ベンダーによる製造・販売が既に終了。中継交換機や信号交換機の維持が困難となる「維持限界」(平成37年)までに、PSTNからIP網への移行を完了予定。
- ✓ NTT東日本・西日本は、PSTNからIP網への移行を進める中で、コストのさらなる効率化を図る場合にも、実際には一定の期間を要すると考えられる。
- ✓ 接続料をPSTNベースとし続ける場合、NTT東日本・西日本へ接続料を支払う接続事業者にとって負担の増加要因(自網のIP化による効率化によっては解消されない)。

(関係事業者の意見)

- ✓ 接続事業者: PSTN接続料水準の上昇に伴い、接続料支払の負担が増大。一部のサービスは、継続的な提供が困難。
- ✓ NTT東日本・西日本: PSTN接続料だけでなくひかり電話接続料との加重で見れば、トータルは低廉化。ゆえに、PSTN接続料の低廉化は不要。

平成31年度以降の接続料算定におけるLRIC方式の適用等の方向性

- ✓ PSTN接続料算定の在り方検討にあたっては、市場におけるネットワークコストの効率化が進む中、接続料についてもさらなる効率化のインセンティブが失われない仕組みとすることが必要。
- ✓ 接続料のさらなる効率化を図るため、LRIC方式は接続料算定方法の有力なオプション。
- ✓ LRIC方式に基づくのであれば、より効率的なモデルである改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うことが制度の趣旨には適っている。
- ✓ 他方で、効率的なネットワークへの移行を現実には瞬時に行うわけにはいかないことも事実。
- ✓ 改良IPモデルの採用に向けた段階的な移行も考えられるところ、その一階梯として改良PSTNモデルを用いることは否定されない。
- ✓ ただし、改良PSTNモデルによって算定した接続料水準がスタックテストをクリアしない場合は、IP網を念頭に置いた算定方法を加味又は採用することが必要ではないか。

次々期適用期間以降に向けて

- ✓ 情報通信審議会答申『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申(H29.3)では、PSTNからIP網への移行後、他事業者のN/GNへの依存性は強まるとの考え方。
- ✓ メタルIP電話については、引き続き接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保等を図る必要あり。
- ✓ 接続料算定に用いる方法としてLRIC方式は有力なオプションであり、他のオプションと共に採用の適否を検討していくことが必要。
- ✓ LRIC方式について、例えば、光ファイバや無線などメタルケーブル以外の方法によってもサービス提供が可能な設備構成とする等、より効率的なモデルを検討していくことが必要ではないか。